

事 務 連 絡
令和元年 11 月 1 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について

今般、「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（令和元年厚生労働省告示第 159 号）（別添参照）が公布され、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いします。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、今般の特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、個別にご相談ください。

○厚生労働省告示第百五十九号

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

令和元年十一月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域(次号において「指定地域」という。)に所在地を有する実施事業所の事業主が、令和元年十月十二日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十一条

第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合
二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、令和元年十月十二日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

宮城県	岩手県	都道府県名	指定地域
伊具郡丸森町	久慈市 下閉伊郡普代村		

長野県	栃木県	茨城県	福島県
長野市のうち赤沼、大町、合戦場二丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井袴淵、篠ノ井五小松原、篠ノ井高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井東福寺、篠ノ井横田、下駒沢、神谷、津野、富竹、豊野、浅野、西三才、石、豊野、東、豊野、町蟹沢、豊野、岩谷、松代町大室、松代町小島田、西条、松代町清野、尾、温東、松代町北、松代町豊栄、松代町小島田、西三才、石、豊野、東、豊野、町城東、松代町北、松代町豊栄、松代町小島田、西三才、石、豊野、東、豊野、徳牛島、若徳川、若徳保科、松代町綿内、みこと川、皆神台、村山、柳原、若千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮	栃木市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、大野井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町